

宗像都市計画地区計画の変更(宗像市決定)

都市計画荒開地区地区計画を次のように変更する。

名 称	荒開地区地区計画	
位 置	深田の一部	
面 積	約1.5ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、宗像市の北東部に位置し、緑豊かな自然環境に囲まれた集合住宅地である。</p> <p>宗像市都市計画マスタープランでは、「市営住宅の再生」と位置づけられ、荒開地区は公営住宅地として、良好な住環境を維持、保全する方針である。</p> <p>そこで本計画は、緑豊かで良好な住環境を将来にわたって維持・保全するため、周辺地域と調和のとれた低層住宅地としての土地利用を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>緑豊かで良好な住環境を維持・保全するため、周辺の住環境や自然環境に配慮した、良好な低層住宅を誘導する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の容積率及び建ぺい率及び高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を定め、自然環境の中でゆとりある良好な住環境の形成と維持、保全を図る。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築基準法別表第2(は)項各号に掲げる建築物のうち、次に掲げる建築物に限り建築することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（長屋を含む） 2 共同住宅 3 集会場 4 前各号の建築物に付属するもの 5 市長が地区の環境を害するおそれがないと認め、公益上やむを得ないと認めるもの
		建築物の容積率の最高限度	10分の20
		建築物の建ぺい率の最高限度	10分の6
		建築物等の高さの最高制限	建築物の高さは、10メートル以下とする。
		垣又はさくの構造の制限	生け垣又は1.2メートル以下の透視可能な材料（高さが60センチメートル以下の部分はこの限りではない）で造られたものとする。
備 考		用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。	

「区域、地区の区分、地区施設の配置は、計画図表示のとおり」